

国立大学法人東京農工大学役職員倫理規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第5条 役職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 利害関係者から未公開株式(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第11項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>利害関係者と共に飲食をすること。</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、役職員は、次に掲げる行為を行うことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、<u>又は利害関係者と共に飲食すること。</u></p> <p>(7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、<u>又は利害関係者と共に簡素な飲食をす</u></p>	<p>本則</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第5条 役職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 利害関係者から未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>削除</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(10) <u>利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、役職員は、次に掲げる行為を行うことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。</p> <p>(7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。</p>	

ること。

(8) 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食(夜間におけるものに限る。)にあっては、倫理監督者(第14条に定める倫理監督者をいう。以下同じ。)が、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。

- 3 第1項の規定の適用については、役職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われたときにおける時価よりも著しく低いときは、当該役職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第6条 役職員は、私的な関係(役職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

- 2 役職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

(8) 削る

- 3 第1項の規定の適用については、役職員 (同項第10号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。) が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われたときにおける時価よりも著しく低いときは、当該役職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第6条 役職員は、私的な関係(役職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号 (第10号を除く。) に掲げる行為を行うことができる。

- 2 役職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者 (第14条に定める倫理監督者をいう。

<p>3 <u>役職員は、同じ部署等で勤務した関係又は本学が行った研修若しくは本学から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であつて、利害関係者に該当するものと共にする飲食については、利害関係者以外の者を含む多数の者が出席する場合であつて自己の飲食に要する費用を負担するときに限り、前条第1項第7号の規定にかかわらず、これを行うことができる。</u></p> <p>(利害関係者以外の者との間における禁止行為)</p> <p>第7条 役職員は、利害関係者に該当しない事業者等であつても、その者から供応接待を繰り返し受ける等 <u>通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>行政機関等との接触についての準用</u>)</p> <p>第8条 <u>役職員が国の行政機関、地方公共団体等の職員と接触する場合については、国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を基本として、職務上の必要性に留意しつつ、第5条から第7条までの規定を準用する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>以下同じ。)</u>に相談し、その指示に従うものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(利害関係者以外の者との間における禁止行為)</p> <p>第7条 役職員は、利害関係者に該当しない事業者等であつても、その者から供応接待を繰り返し受ける等 <u>社会通念上相当と認められる</u>程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止</u>)</p> <p>第8条 役職員は、次に掲げる書籍等(書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式其他人の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。)の監修又は編纂に対する報酬を受けてはならない。</p> <p>(1) 本学が直接支出する費用をもって作成される書籍等</p> <p>(2) 作成数の過半数を本学において買い入れる書籍等</p> <p>(<u>役職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止</u>)</p> <p>第8条の2 役職員は、他の役職員の第5条又は前2条の規定に違反する行為によつて当該他の役職員(第5条第1項第10号の規定に違反する行為にあつては、<u>同号の第三者</u>)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。</p>	
---	---	--

<p>(新設)</p> <p>(役職員からの申請に対する <u>許可又は承認</u>)</p> <p>第10条 役職員は、<u>第5条第2項第8号の規定による許可</u>又は前条の規定による承認の申請をしようとするときは、それぞれ様式第1号による<u>飲食許可申請書</u>又は様式第2号による講演等</p>	<p>2 <u>役職員は、役職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の役職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。</u></p> <p>3 <u>役員及び管理職の地位にある職員(国立大学法人東京農工大学職員給与規程に基づく管理職手当の支給を受ける職員をいう。以下同じ。)</u>は、その管理し、又は監督する職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。</p> <p>(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)</p> <p>第8条の3 <u>役職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督者が定める事項を倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。</u></p> <p>(2) <u>私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。</u></p> <p>(役職員からの <u>届出又は申請に対する承認</u>)</p> <p>第10条 役職員は、<u>第8条の3の規定による届出</u>又は前条の規定による承認の申請をしようとするときは、それぞれ様式第1号による<u>飲食届出書</u>又は様式第2号による講演等承認申請書を作</p>	
--	--	--

<p>4 贈与等報告書の閲覧は、<u>学長 又はその委任を受けた者</u>が指定する場所でこれをしなければならない。</p> <p>(倫理監督者 及び倫理管理者)</p> <p>第14条 役職員の職務に係る倫理の保持を図るため、本学に倫理監督者 <u>及び倫理管理者</u> を置く。</p> <p>2 倫理監督者は、<u>学長とし、倫理管理者は、理事のうちから学長が指名する。</u></p> <p>(倫理管理者への相談)</p> <p>第15条 役職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第5条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、<u>倫理管理者</u>に相談するものとする。</p> <p>(倫理監督者の責務)</p> <p>第16条 <u>倫理監督者</u>は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(倫理管理者の責務)</p> <p>第17条 <u>倫理管理者</u>は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 役職員からの第9条の申請を適当と認めた場合に、<u>許可又は承認</u>を行うこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(倫理管理補助者への委任)</p> <p>第18条 <u>倫理管理者</u>は、<u>倫理管理補助者</u>に、この規程に定める</p>	<p>4 贈与等報告書の閲覧は、学長が指定する場所でこれをしなければならない。</p> <p>(倫理監督者)</p> <p>第14条 役職員の職務に係る倫理の保持を図るため、本学に倫理監督者を置く。</p> <p>2 倫理監督者は、理事 <u>(総務・財務担当)</u>をもって充てる。</p> <p>(倫理監督者への相談)</p> <p>第15条 役職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第5条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、<u>倫理監督者</u>に相談するものとする。</p> <p>(学長の責務)</p> <p>第16条 <u>学長</u>は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(倫理監督者の責務)</p> <p>第17条 <u>倫理監督者</u>は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 役職員からの第9条の申請を適当と認めた場合に、承認を行うこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(倫理監督補助者への委任)</p> <p>第18条 <u>倫理監督者</u>は、<u>倫理監督補助者</u>に、この規程に定める</p>	
--	---	--

<p>その職務の一部を行わせることができる。</p> <p>(役職員がこの規程に違反した場合の対処等)</p> <p>第19条 役職員に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められるときは、<u>倫理監督者</u>は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役職員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、必要な措置を厳正に行うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第20条 <u>倫理監督者は、この規程の実施に関し、必要な事項を別に定めることができるものとする。</u></p> <p>様式第1号 <u>利害関係者との飲食許可申請書</u> 様式 [別紙参照]</p> <p>様式第2号 <u>利害関係者からの依頼により行う講演等承認申請書</u> [別紙参照]</p> <p>様式第3号 贈与等報告書 [別紙参照]</p>	<p>その職務の一部を行わせることができる。</p> <p>(役職員がこの規程に違反した場合の対処等)</p> <p>第19条 役職員に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められるときは、<u>学長</u>は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役職員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、必要な措置を厳正に行うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第20条 この規程の実施に関し、必要な事項は、<u>別に定める。</u></p> <p>様式第1号 <u>飲食届出書</u> 様式 [別紙参照]</p> <p>様式第2号 <u>講演等承認申請書</u> 様式 [別紙参照]</p> <p>様式第3号 贈与等報告書 様式 [別紙参照]</p>	
---	---	--

附 則(平成29年4月1日経教規程第7号)
この規程は、平成29年4月1日から施行する。